旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第１６条の３第３項の規定により公表します。

令和８年１１月１３日

旭川市長　今　津　寛　介

１　契約の名称及び概要

(1) 契約の名称　北海道指定文化財「神居古潭竪穴住居遺跡」草刈業務委託

(2) 契約の概要

ア　業務内容

北海道指定文化財「神居古潭竪穴住居遺跡」の草刈

イ　履行期間

令和８年６月１８日から令和８年８月３１日まで

ウ　発注部局及び問合せ先

旭川市７条通９丁目　旭川市役所総合庁舎４階

旭川市教育委員会社会教育部文化振興課

電話　０１６６－２５－７５５８

２　契約を締結した年月日

令和８年６月１８日

３　契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町３６３９番４

公益社団法人旭川市シルバー人材センター　理事長　中島　哲夫

４　契約金額

４７３，０００円（うち消費税及び地方消費税相当額４３，０００円）

５　契約の相手方とした理由

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条に規定するシルバー人材センターであり、提出された見積金額が予定価格内であったため。